

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
 大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
 入れる組合です

長期非常勤の解雇撤回

人科は要求書を受け取れ！！

5月も就労闘争を続けています。就労闘争には、毎回要求書を持っていきます。要求書は「石橋組合員は、就労するため人間科学研究科に来た」ことを伝えるためのものであり、1日も早く解雇を撤回し、石橋組合員を就労させることを要求するものです。

しかし、人間科学研究科は人科玄関前に本部職員の応援を呼び、人垣をつくって、またロープを張って、石橋組合員の就労を妨害し続けました。(分会ニュース91号詳述)さらに、4月24日からは、人科職員は就労を妨害するだけでなく、手を後ろに組んだままで要求書を受け取ることさえしなかったのです。石橋組合員は就労に来ています。人科に来て、人科に要求書を渡すことで、「働き続けたい」という意思を示しています。人科は「団交する権限がない」などといって要求書を受け取りません。共に働いてきた仲間の人科に石橋組合員の意思はないがしろにされているのです。

昼休みは労働者の権利だ！！

私たちは、以前にも増して積極的に分会ニュース等を配り歩いています。するとおかしなことに気づきました。例えば、昼休み時間になると照明が消される。その薄暗い中でお昼ご飯を食べている。食事は、胃を満たすだけのものではありません。舌だけで味わうものでもありません。あのような薄暗い中で食事をしていて、午後の仕事に向けて鋭気を養えるのでしょうか。また、昼休みだというのに、食事もせず、書類やパソコンに向かってる人も見かけます。それだけ仕事がたくさんあるのに、長期非常勤職員はクビにされました。そもそも人手不足だったというのに、長期非常勤職員を失ったことで、さらに正規職員の業務が増え、昼休みもおちおち取ってられない、という状況が大阪大学の現実ではないでしょうか。

昨年8月に実施したアンケートでも正規職員から下記のようなコメントがありました。

雇い止めをすることは業務に支障が生じ、大学にとっても良いことではない
 教育、学生、教職員を「大切」にしない
 無期雇用のほうが技術の向上等が見込め安定した経営ができる

一体、長期非常勤職員をクビにして誰のためになったのでしょうか…。どんどん労働環境が悪化しているようです。石橋組合員の雇用を取り戻すことが最重要課題ですが、私たちは、この阪大の労働環境の改善にも取り組んでいきたいと思っています。

今後の予定

◎就労闘争続けます！

○団交

6月9日(火) 6時～

解雇弾劾団交に

結集を！

○中労委不当命令取消裁判

6月18日(木) 1時半

東京地裁527号法廷

○地位確認第4回裁判

6月22日(月) 10時

大阪地裁809号法廷



東京地裁に支援者 20 人結集！

- 4・23 中労委命令取消裁判報告 -

昨年8月20日、私たちは東京地裁に対して中労委再審査棄却命令取消裁判を提訴した。阪大は長期非常勤職員に対する解雇通知である「お知らせ」の団交を、私たちとたった1回1時間行っただけで役員会で決定した。その後形式的な団交を3回おこなっただけで団交を拒否したので、私たちは大阪府労委に不当労働行為救済命令を申立てた。しかし、大阪府労委は阪大を徹底的に擁護した不当命令を出し、中労委もそれを追認した。

この3月26日、私たちは第2準備書面を提出し、主張すべきことを出し切った。当初、阪大は電話会議方式の裁判を提案してきた。東京地裁の裁判官と関西にいる阪大と組合の三者が同時に電話でやり取りしようというのである。それは阪大が関東の地においても、大量解雇撤回の支援の輪が広がっていて、抗議の声にさらされるのを恐れたからであろう。もちろん、私たちは断った。

4月23日午後1時半からの裁判には、約20人もの労働者が駆けつけてくれた。全関東単一労働組合、争議交流会のふじせ闘争、新運転・事故防（労働福祉事故防止協議会の略）ピンハネ返せ訴訟、首都圏大学非常勤講師組合河合塾ユニオン、東京・中部地域労働者組合、連帯・ライフエイド、

■ 講師雇用巡り阪大を不起訴
大阪大が非常勤講師の契約期間をめぐり、5年を超えて働けば本人の希望で無期雇用に変えられるようになった2013年の改正労働契約法の施行直前、講師側側意を聞かず上限5年に変更したのは違法として、講師らの組合側が法人としての阪大を労働基準法違反容疑で告訴した問題で大阪地検は不起訴（嫌疑不十分）とした。3月20日付。
阪大は「非常勤講師は委嘱契約。通常の労働者とは異なる」として通説を主張している。

朝日新聞2015年5月20日朝刊に
関西圏大学非常勤講師組合の闘いが掲載されました。
不起訴は不当！大阪検察審査会に
審査申し立てを準備中

昭和シェル労組、東京南部労働者組合、連帯労働者組合、葛飾支援協などの闘う労働者や高齢者医療・治療拒否・中止事件を闘っている市民らが阪大当局を厳しく見張っていた。首都圏大学非常勤講師組合河合塾ユニオンの佐々木さんからは河合塾の闘いも阪大分会と同質であり、共に闘っていこうと力強い言葉ももらった。

この日、東京地裁内は闘う労働者の熱気にあふれていた。午前中に争議交流会ふじせ闘争の裁判があった。次回審問の入り方について、裁判長の不当な訴訟指揮に対し、弁護団は厳しく異議申し立てをした。引き続き、その法廷で東部労組メトロコマース支部の労契法20条裁判があり、「非正規の労働者よ、団結して立ち上がろう！」裁判報告会が弁護士会館であった。東京メトロ売店の非正規の女性労働者たちは3月24日から27日まで4日間座り込み、4月1日にはストライキ闘争を取り組み、65歳定年制以降の雇用確保を勝ち取ったと、生き生きとして報告された。その果敢な闘いに圧倒され、そのエネルギーの源は何だろうと聞き入った。



週刊金曜日 1033号(2015年3月27日)に掲載されました!!

☆ ☆非正規労働者の談話室☆ ☆

あなたの職場のコト、話してみませんか？
どなたでも、お気軽にお越しください。

5月28日(木) 午後6時～
6月25日(木)



豊中市立千里公民館（千里中央下車） 第3会議室